

エネルギーを 見る眼

2重予備力問題の 「解決」と今後の課題

●供給力縮小への監視が不可欠



2016年4月の全面自由化以降、関係者を憤らせてきた、一部の旧一般電気事業者による2重予備力問題がようやく解決に向けた一歩を踏み出した。今後1年をかけ、小売り側の供給力確保義務を口実にスポット市場への売入札を抑制していた4社中、少なくとも3社は、他社並みに行動する見通しとなった。

2重予備力問題とは、16年4月以前は一般電気事業者がX%の予備力を控除した上で残りをスポット市場に出していたのに対し、16年4月以降は(資本・法人格が未分離でも)、概念上分離された旧一般電気事業者の系統部門が系統需要のY%の調整力を調達し、小売り部門が供給力確保義務を果たすためと称して自社小売り需要のZ%の予備力を控除した上で市場に出していた問題である。その旧一般電気事業者のエリアの小売市場シェアをsとすると、16年4月以降、旧一般電気事業者が控除した予備力はエリア需要の(Y+sZ)%になる。これがXを大幅に超えていた事業者が9社中4社もいたのである。

（供給力確保義務のために必要？）

そもそも16年4月を境に、安定供給のために必要な予備力が急増するのは奇妙な話。今後は、特殊事情を抱える北電を除く事業者が、1年間かけて他社並にスポット市場に出さない予備

力を徐々に減らすことになる。

2重予備力が必要と主張していた事業者は、実需給直前のゲートクローズまでには予備力を減らしていると主張した。であれば時間前市場にかなりの売りが出くるはずだが、明らかに事実と反している。事業者はスポット断面に限らず、その後もt時点でx(t)%の予備力が必要で適切に確保していると主張しているが、一方でゲートクローズ前に需要予測が上振れし、自社予備力がx(t)を下回ってもゼロを下回るまでは追加調達していなかった。

ということは、支配的事業者が需要予想を下方に外してエリア全体の需給がタイトになる局面では自社の予備力を勝手にゼロまで切り下げるが、予想を外さず、従ってエリア全体の需給に余裕のある局面では「安定供給」のためにx(t)の予備力を確保し続ける。必要性が乏しいときのみ市場への供給を抑制して予備力を確保し、予備力が必要なきにはゼロまで切り下げる行動を「供給力確保義務」を口実に正当化するのだから開いた口がふさがらない。

広域機関、エネ庁、監視等委員会の3つの委員会で1委員が大騒ぎしなければこの異常な事態を正常化できなかったこと自体が、競争基盤の整備が途上であることを如実に示している。

余剰電力を限界費用で市場に出す自主的取り組みを無効にする手段が4つ

ある。余剰電力は供給力から自社需要、予備力および入札制約量を引いたものだから、売入札量を減らすには供給力を減らすか、自社需要、予備力あるいは入札制約量を過大に計上すればよい。

このうち予備力は今回、供給制約量も今後メスが入る。自社需要の過大計上も問題化している。各エリアで異常なほどの余剰インバランスが発生し、インバランス会計の大幅な赤字の主因になっている。余剰インバランスの主な出し手が旧一般電気事業者なら、規制部門である系統部門の利益を競争部門に移していることになり、託送会計上も問題だ。さらに市場への供給量を減らす点でも問題で、今後監視が必要。

長期的にさらに重要なのは、供給力縮小への監視である。今回の措置で、出し惜しみによる新規参入者への嫌がらせに電源を使えなくなった。だからといって、安定供給を重視しているはずの旧一般電気事業者が、参入阻止効果を失った老朽化した火力を安易に廃止することは仮にないとしても、バランス停止による安易な供給力削減の脅威はある。電源を廃止・停止してしまえば固定費を全く回収できないのだから、発電事業者は停止の前に、相対卸市場や先渡市場を駆使して設備利用率を上げる努力をするのが本来の姿。この努力なしに安易に停・廃止する電源への監視を、先渡市場の一層の整備と

ともに進めるべきだ。

（今後、監視すべきことは）

委員会では、複数の旧一般電気事業者がスポットの断面でZ%の予備力を持たないと供給力確保義務が果たせないと主張した。これは明確に否定され今回の改革になったが、今回の改革ではスポット断面の予備力確保を問題にしないで、それ以前の行動を問題にしていない。仮にスポット前の断面でZ%の予備力確保をできていなければ、事業者も認めた市場の薄さを考慮すれば、エリアの支配事業者が恒常的にスポット断面でZ%の予備力確保するのは困難である。ということは、少なくとも4社は自ら課した「供給力確保義務」を果たすためには、スポットの前の断面で自社需要のZ%の予備力は確保することが当然に期待される。

電源の停廃止による供給力削減の結果、この4社がスポット直前の段階で自社需要のZ%の供給予備力を確保していなければ、「スポット時にZ%の予備力を確保することが供給力確保義務の観点から必要」との主張が、単に玉出し抑制のための方策だったこと、安定供給のことなど考えていない不誠実な事業者であることを、世に示すことになる。大規模電源脱落のような非常時以外には、このようなことが起こらないことを願っているし、委員会はそうならないかを監視すべきだ。